

## 規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十四号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（条例第六条第二項第三号の規則で定める地域）

第二条 条例第六条第二項第三号の規則で定める地域は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難解除区域とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。